

県南広域振興局長告示第76号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和4年7月8日

県南広域振興局長 永井 榮一

短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371500539	社会福祉法人江刺寿生会	反町の郷指定短期入所生活介護事業所	奥州市江刺岩谷堂字反町361番地1	令和4年7月31日